

貝澤耕一・丸山 博・松名 隆・奥野恒久（編著）『アイヌ民族の復権 先住民族と築く新たな社会』第10章（pp.190-207）日本語訳

Chapter 10

A Discussion Regarding the Status of Ainu and Sami Traditional Knowledge and Rights in Relation to Biological Diversity

アイヌの地位とサーミの伝統的知識及び生物多様性に関わる権利についての対話

対話(執筆)者：エリーナ・ヘランダー・レンバル、貝澤耕一

翻訳担当：田中真澄、松名隆

対話日時：2010年9月11日

場所：フィンランド、ロバニエミ市、アークティック・センター

最初の挨拶

丸山(p.190)

本日はご出席いただきありがとうございます。私、丸山が本日の対談のコーディネーターを務めさせていただきます。今まで私が願っていたことがようやく実現し、サーミ研究の卓越した研究者でおられるエリーナ・ヘランダー・レンバル先生と二風谷ダム裁判で国を相手に闘われた二人のアイヌの原告の一人、貝澤耕一さんがアークティック・センターで直接対談するという、歴史的な瞬間に立ち会うことができました。本の出版に向けた、この種の対談はおそらく初めてのことだろうと思います。お二人がどのようなこととお話しし、最終的にどのような結論に至るのか、今からわくわくしております。今日、幸運にもこの瞬間を見ることができるのは、私以外に、奥野恒久さん、田中真澄さん、松名隆さんです。田中さんにはエリーナ・ヘランダー・レンバル先生の通訳を、松名さんには貝澤耕一さんの通訳をお願いします。では、皆さま、よろしくお願いいいたします。

第 部

自決権への奮闘：サーミ民族とアイヌ民族の事例

歴史概観

エリーナ(pp.190 - 193)

はじめに、1970年代以降のサーミの政治活動の歴史にかかわらせながら対話を始めたいと思います。1980年以前にはすでにサーミ自身による力強い草の根の政治活動がおこなわれていました。1960年代以降サーミは近代的な機関や団体を設立し始めました。今日に至るまでサーミ

の社会には制度化された政治基盤が存在します。ノルウェーのカウトケイノにあるサーミ研究所、サーミ自身のラジオ局、数多くの組織やローカルな団体とともに、例えば多くの地域で博物館が設立されました。若い世代のサーミへの教育が重要視されました。1970年代、サーミの政治的エリートたちがサーミのアイデンティティ、言語、土地の権利、自決権にたいする議論をリードしていました。その当時サーミ民族は少数民族であると社会において規定されていました。

さらに国家との関係において、サーミは一民族として自らのために声を上げる「民主主義的に」選ばれた政治的な組織をもっていませんでした。一方、サーミの若い政治家たちは国際的な交流を繰り広げ、他の先住民族のグループとともに世界先住民族理事会を1975年にカナダで設立しました。南北のアメリカ大陸、オーストラリア、グリーンランド、そしてサーミランドからの先住民族が世界先住民族理事会の立ち上げに参加しました。様々な先住民族の組織からの代表者たちは定期的に会い、議論をとおして情報を交換し、それぞれの政治戦略をコーディネートしました。1982年、国連機関に先住民族作業部会が設立されたとき、世界先住民族理事会の代表たちが出席しました。国際的な国連の文脈にかかわらせて、サーミは自らを少数民族であるとする規定のかわりに先住民族であると表明し始めました。1980年代後半と1990年代初頭において、サーミ議会がノルウェー、スウェーデン、そしてフィンランドに設立され、サーミのアイデンティティは国の立法を通して正式に規定されるに至りました。

1982年、先住民族作業部会が設立されたとき、先住民族は国連において各国代表者たちと話し合いをおこなう新たな手段を得ました。この国連への参加によって先住民族が国際的なフォーラムに彼らの生活条件や政治的課題について報告する機会を得たのです。先住民族グループが目標とし切望するものの中心にあったのは土地の権利と自決権でした。サーミの強みはそれまでの国際的活動から得られた経験をすでにもっていたことでした。先住民族作業部会の会議では、多くの国々、先住民族、様々なNGOの代表たちと、それに加えて専門家たちがいました。このアプローチをとおして小さな村や地域のサーミの組織から国レベルの機関までのサーミのアイデアが、サーミの政治的、知的エリートによってジュネーブとニューヨークの国連での議論に持ち込まれました。しかしながら、それと同時期に先住民族の政治は確実にグローバル化し始めました。

はっきり申し上げると、ノルウェー政府がアルタ-カウトケイノ川に水力発電ダムを計画したときにはすでにサーミには政治活動をおこなう体制が整っていました。なぜなら、彼らは国内において強力なサーミ民族政治運動を展開し、そして国際的にその存在が位置づけられていたからです。そして、このサーミ民族の政治運動の目標化は実際のところ、サーミが他の国々からの支援を受け、さらに、国際メディアがアルタでの様々な出来事を追いかけ、これが広範な国際的な注目を浴びるという結果になりました。

ここで明確にすべきことは、端的に説明すると、当時サーミには二つの政治グループがありました。一つは革新的で急進的な人々のグループ(サーミ行動派グループ)、もう一つは比較的急進的ではない人々のグループでした。もう少し具体例を挙げましょう。行動派グループのメンバーはノルウェー首相のオフィスを占拠したり、オスロでハンガーストライキを執行したり、ノル

ウェー北部でダム地域に通じる道を封鎖したりしました。サーミの女性2人はローマ法王に謁見しました。ノルウェーはダム地域へ大量の警官を送り力を誇示しました。

初期のアルタダム問題への取り組みは環境保護運動のように見えますが、しかし、まもなく論議は土地問題をめぐるものになりました。実際、アルタダム建設に関してサーミ民族とノルウェー議会の間におきた論争は、ノルウェー国家がサーミの諸権利を調査する諮問委員会を設立したという意味で価値あるものでした。このプロセスはサーミの権利の状況を改善する立法を導きました。たとえば、サーミ議会とその他法的な問題に関する法律が1987年にノルウェーで制定されました。この法律の目的はノルウェーのサーミ民族が独自の言語、文化および生活様式を守ることを保障することにあります。そしてサーミ議会が設立され、最初の選挙は1989年におこなわれました。その後、2005年にはフィンマルク県土地所有権にかかる法律(略してフィンマルク法)がノルウェー議会に採択されました。このフィンマルク法にしたがい新たな土地所有権を扱う機関が設立しました。いわゆるフィンマルク不動産公社です。この公社は6名の構成メンバーによって管理されています。そのうち3人はサーミ議会から、他の3人はフィンマルク県から選ばれています。フィンマルクはノルウェー最北の県で、大部分のノルウェーのサーミ人口を有しています。

フィンマルク不動産公社はフィンマルク県の土地を管理しています。この法律はフィンマルク県の土地の95%を前出の土地所有権を扱う機関に移行する内容も含んでいます。なにかで読んだのですが、イタリアにあるヨーロッパ大学研究所の法学者マーティン・シャイニン教授は、フィンマルク法とそれに係るサーミの法的ステータスに批判的です。たとえば、市民的および政治的権利に関する国際規約、また先住民族の権利に関する国連宣言に基づくと、フィンマルク法はサーミ民族の自決権についてもっと明確であるべきということが議論されうでしょう。『全ての民族は自決権を有する。』しかしながらフィンマルク法はいずれサーミの権利に関する状況を改善へと導くプロセスとしてみなされなければなりません。私はアルタで何がおきたのか、そしてノルウェーにおけるサーミの政治的な発展がこうしてサーミの法律制定へとつながるようにどのように進んでいったのかを説明したかったのです。さて、貝澤さんから質問もしくはアイヌ民族について何かお話しなさいたいことがあることと思います。

耕一(pp.193 - 194)

あなたの説明をお聞きして、アイヌの組織設立の歴史は、サーミの場合とかなり違っていると感じました。私たちの組織が作られたのは1946年で、それから私たちは立ち上がったのです。最初その組織の名称は北海道アイヌ協会でしたが、それが1961年に、「アイヌ」という言葉につながった差別から逃れるために、北海道ウタリ(アイヌ語で「仲間」の意味)協会に名称が変更されました。

私たちが協会を設立したのは、1899年につくられた北海道旧土人保護法がすべてを支配していたために、自己決定権をまったく持っていなかったという事実によるものです。アイヌは自分たち自身日本人になりたいという願望を持っていましたので、積極的に第二次世界大戦に貢

献しようとしていました。それにもかかわらず、戦後、アイヌにたいする差別が消えることはありませんでした。ある時、戦後日本を占領した連合軍の副司令官が、アイヌの6人の代表を呼んで、彼らに今後も同様に日本人であり続けたいか否かを尋ねました。最終的に彼らは、日本から独立するのではなく、日本人であり続けることを選んだのです。

彼らは独立しませんでした。自分たちが差別されて貧しいままであり続けることから逃れることはできないということに自覚するようになりました。それでアイヌの6人の代表が静内町に集まり、政府に要求したり、政府と交渉したりするための協会を設立したのです。その後彼らは、政府にたいして、民族としてのアイヌのための政策をつくるように要求しました。しかし、政府がそのような政策をつくることはありませんでした。彼らは、本州で別のかたちの差別を受けている集団に適用されるのと似たような政策をつくることしかしませんでした。このような政策に基づいた事業に、例えば、貧困地区環境改善事業がありました。

エリーナ(p.194)

それでは、アイヌは少数民族として、または一民族として、もしくは日本の居住者のうちのあ
る一つのグループとして認識されているのでしょうか？

耕一(p.194)

アイヌは、その当時少数民族に属すると考えられてはいませんでした。私の父は最初からアイヌ協会に関わっていて、上で述べたような事業に満足してはいませんでした。なぜなら、政府はアイヌを一民族として認めず、彼はそれを受け入れることができなかつたからです。それで二風谷ダム計画が発表されたとき、彼は、アイヌを先住民族として認定せよという要求が確実に受け入れられるように頑張ろうと決意したのです。彼はこのダム計画を利用して、行動に出ました。

エリーナ(p.194)

いつあなたのお父様は二風谷ダム反対の立場を鮮明にするようになったのでしょうか？

丸山の補足コメント(pp.194-195)

貝澤耕一さんのお父さんの正さんは1972年から1992年に亡くなるまでの20年間、北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）の副理事長を務められました。正さんは1984年に同協会の総会で採択されたアイヌ民族に関する法律素案を策定するのに重要な役割を果たされました。この素案はアイヌ民族が自らの出自に誇りを持ち、先住民族の権利を享受するよう日本政府が認めることを意図してつくられたものです。しかしながら、1997年になってできた、いわゆるアイヌ文化振興法は、アイヌ民族を先住民族として認めてはいません。それどころか、2008年にアイヌ民族が公式に先住民族として認められた後もそのまま残っています。2011年11月現在、

アイヌ民族は先住民族に関する国連決議に謳われた先住民族の権利を何一つ認められてはいないのです。

耕一(p.195)

父は1980年代半ばに、ダム建設反対の運動にかかわり始めました。ダム建設のために収用された土地は、北海道旧土人保護法によってアイヌに与えられた土地でした。彼は、他のアイヌ達の所有地の収用が完了して初めて、公式にダム建設反対の意思を表明しました。彼は、ダム建設に反対か否かは、アイヌ個々人の経済状況によると考えていたからです。私の村のほとんどのアイヌは、とても貧しかったのです。それで、萱野さんと父がダム建設反対を表明したときには、すでに1986年からダム建設工事が始まっていました。彼ら二人が提出した反対表明の正式の書類は、すべて政府によって却下されました。もっと正確に言えば、政府は彼らにまったく回答しなかったということです。

北海道アイヌ協会は、父が亡くなった1992年の2年前に、ダム建設反対を表明しましたが、萱野さんと父にたいして実質的な支援をすることはありませんでした。アイヌ協会が反対を表明したのは、父が当時協会の副理事長で、さらに理事長がダム建設に反対していたからだと思います。萱野さんが1993年に国会議員になったときに、建設省は上で述べた正式の反対文書にたいして、公式の却下を表明しました。それでその年に、萱野さんと私は、裁判所に訴えを起こしたのです。

1997年の裁判所における判決は、私たちにとっては予想外のものでした。判決は、アイヌが明らかに日本北部の先住民族であり、地元のアイヌ文化に関する必要な調査なしにダムを建設することは、アイヌの文化享有権を無視しているが故に、違法であるというものでした。しかし残念なことに、判決は、1996年に完成したダム自体については、それを壊すことは公共の福祉に反するというので、その存在を承認したのです。また判決後、政府はこの判決を無視し、アイヌにたいする政策を変えることはありませんでした。

エリーナ(pp.195 - 196)

日本政府の対応が2007年の先住民族の権利に関する国連宣言を支持したことによって柔軟になりつつあるとお考えになりますか？

耕一(p.196)

この国連宣言の後、政府のアイヌにたいする姿勢が少し変わりましたし、二風谷ダム裁判のときには何も言わなかったアイヌの中には、この裁判を取り上げて、政府にたいしていくつか要求をかかげる者もいました。

この宣言が採択されたとき、政府は、日本には先住民族の定義がないが故に、この国には先住民族は存在しないというコメントを出しました。その後、2008年、北海道の洞爺湖で先進国

首脳会議（G8）が開かれる一カ月前に、日本政府は、世界中のメディアがアイヌについてレポートすることを危惧して、アイヌが日本北部の先住民族であることを承認したのです。

丸山の補足コメント(p.196)

2007年国連総会は先住民族に関する国連決議を採択しました。ノルウェー代表のヨハン・L・ロバルドは「国連宣言は共同の精神をもって追求すべきことがらの基準を設定した。ノルウェーは政府によって先住民族として認められたサーミ民族とともに歩みつづけるつもりである」とのべました。スウェーデン代表のウツラ・ストロームは「国連総会がようやく宣言を採択したことをスウェーデン政府はうれしく思う」といいました。フィンランド代表のヌオルガムは「宣言を承認するのに時間がかかったことは悔やまれるが、何年にも及ぶ厳しい交渉の後、宣言が仕上がったことに満足している」とコメントしています。日本政府の代表、神余隆博は宣言に賛成したとっていますが、国連総会の議事録によれば、日本が国連宣言を必ずしも歓迎していないことがよくわかります。

エリーナ(p.196)

あなたが述べていることはとても理解しがたいです。あなたの理解としては、日本政府はアイヌが先住民族であると認めたのでしょうか？

耕一(p.196)

公式に日本政府は、G8サミットの一カ月前に、アイヌが先住民族であることを認めたのです。

エリーナ(p.196)

公式にですか？国際的なマスコミの前でですか？日本政府は決議を採択したのですか？あなたの理解としては、どのように政府は認めたのでしょうか？また、何が認められたのでしょうか？

耕一(pp.196 - 197)

衆参両議院が、政府がアイヌを先住民族と認めることを求める決議をしたのです。この決議に応じて、政府はアイヌが日本の先住民族であることを表明しました。それ故、政府はアイヌの地位をそのように認めたと言うことができます。

奥野の補足コメント(p.197)

法律文書のなかで「アイヌ」という言葉が最初に登場するのは、1899年の「北海道旧土人保護法」においてです。次に、1997年制定の「アイヌ文化振興法」において、この言葉が使われています。しかし、政府がアイヌを先住民族と呼称したのは、2008年になってからです。そして地方裁判所（二風谷ダム裁判判決：1997年）において、アイヌは先住民族として認定されて

いたのです。しかしながら、「アイヌ文化振興法」においては、「アイヌの人々」という表現はありますが、「アイヌ民族」という表現はありません。

エリーナ(p.197)

昨日私たちは「アイヌ」という言葉が日本の法律の中で言及されているのかどうか論じました。北欧の国々、そしてロシアでもサーミのアイデンティティ、すなわちサーミとは誰であるのかが法律のなかで定義されています。例えば 1995 年以降のフィンランドの憲法によれば、先住民族であるサーミ民族は独自の言語と文化を維持し発展する権利を有しています。サーミ民族の居住する北欧諸国（ノルウェー、フィンランド、スウェーデン）には、サーミがサーミ語を維持し発展させる権利と、裁判所や行政機関においてサーミ語を用いる権利を保障するサーミ語に関する法律もあります。フィンランドにおいてサーミの認定居住域はウツヨキ、イナリ、エノンテキオおよびソダンキュラ北部の 4 つの自治体によって成り立っています。これはフィンランドにおける公的なサーミの領域で、1995 年からサーミ法において規定されています。

海サーミ¹の直面する諸問題

エリーナ(pp.197 - 198)

これまでにあなたはアイヌの歴史とサーミとアイヌの違いについてお話をされました。さて、私はノルウェーの海サーミの集団についてお話したいと思います。サーミ民族はトナカイ放牧者や漁民のようないくつかの文化集団をもっています。海サーミグループはこれまで大変抑圧されてきました。事実、北部サーミのグループよりもはるかずっとです。たとえば 1940 年代には、ノルウェー人は海サーミたちをサーミ民族であるとは全く考えていませんでした。なぜなら、内陸に住むサーミだけがサーミであると見なされていたからです。海サーミはノルウェー人であるとされていました。私は海サーミのケースがアイヌのそれと大変近いと思います。抑圧によって、海サーミは彼らの母語を喋りたがりませんでした。彼らは自らがサーミであることを見せたが

訳者註 1: ここで述べられている海サーミ(Sea Sami)とは、地理的に数多くのフィヨルドによって特徴づけられたノルウェー北部の沿岸地域に住む漁労を主な生業としてきたサーミを指す。19世紀終わり頃、ヌールラン県、トロムソ県及びフィンマルク県の人口の大部分はサーミのアイデンティティを維持していた。しかし 20 世紀初頭から始まったノルウェーによる同化政策は沿岸部に住むサーミに特に大きな影響をもたらしている。例えば、伝統的にサーミの居住領域であった沿岸地域の大部分でサーミ語が失われた。また第二次世界大戦前後、この地域のサーミ人口は戦前の半数以下となる。しかし 1980 年代以降、多くの沿岸地域でサーミ文化の自己認識の再生が行われ、その結果として新しい世代はサーミ語を学ぶようになり、重要な文化的指標の一つである伝統衣装が再び使用されるようになってきている。

参考資料:Camilla Brattland. 2005. Fishing Under the Consent of the Kingdom. (2011 年 12 月 5 日閲覧) brattland_2005.pdf (application/pdf Object). http://www.galdu.org/govat/doc/brattland_2005.pdf より ; Gamvik Museum. (2011 年 12 月 5 日閲覧) The Sea Sami. <http://www.kystmuseene.no/the-sea-sami.4526786-109811.html> より ; Varanger SámiMuseum.(2011 年 12 月 5 日閲覧)The Coastal Sami year 2000. <http://varjjat.org/web/index.php?artihkkal=279&giella1=eng>より

ず、また、サーミの民族衣装も使いたがりませんでした。彼らはただ自分たちがサーミ出身であることを隠したのです。

1980年代、特にノルウェーのサーミ議会が1987年に設立されてから海サーミは彼らのアイデンティティを率直に認め始めました。すでにお話したように、サーミ議会は1989年に最初の選挙を行うことによってその活動を開始しました。そしてサーミの政治家たちは海サーミに係る問題、例えば漁業について、を議題としサーミ議会は海サーミへの支援を始めました。しかし海サーミは非常に長い間にわたり政治的視野の外に置かれ、完全に沈黙していました。

数年前、2005年に私はある論文の執筆にあたり海サーミの女性たちにインタビューをしました。彼女たちは自分たちがサーミ、海サーミであることをより積極的に目に見えるかたちで何とか示したいと1980年代に思っていたのだと語りました。しかし彼女たちはどのように海サーミの伝統的衣装をつくったらよいのかわかりませんでした。したがって、彼女たちはトロムソの博物館へ海サーミの伝統衣装がどのようなものであるかを学習するために行きました。そして、それから彼女たちはアルタへと向かいました。ご存知のようにアルタの岩絵群²があります。この岩絵群は約8000年以上昔のものだと考えられています。多くの人たちが岩絵の制作者たちはサーミであつたらうと考えています。海サーミの女性たちは自らの伝統的衣装がどのようなものであるか理解するために、多大な調査・学習を重ねたのです。膨大な実地調査・学習と文献解釈の末、彼女たちは海サーミの衣装を創作し始めました。実際に彼女たちは自らの文化を理解するために一万年もの時間をさかのぼる必要があつたのです。

耕一(p.198)

それはアイヌの場合も同じです。1800年代に、アイヌの言語、文化、慣習は、維持することが禁じられたのです。それによって、それらは急速に消えていきました。しかし、海サーミと同じ差別される状況にありながら、自分たちのアイデンティティを取り戻したいと願うアイヌの数が、しだいに増えているのです。彼らは、人類学者や考古学者が集めた記録以外に、自分たちの伝統文化を学ぶ手段がありません。

もうひとつ難しい点は、アイヌは北海道にしか住んでいないと思われているので、日本の他の地域にいるアイヌが、奨学金のようなアイヌにたいして取られている援助政策を利用することが困難であるということです。それで私は、すべてのアイヌが、平等に自分たちの権利を行使できることを願っているのです。私は、過去のアイヌ文化すべてを取り戻すことは困難であるけれども、私たちの精神文化を維持することは重要であると思っています。その意味で、もしアイヌ語を維持したいと願うのであれば、それは、どこかアイヌ語を教えられる自治区のようなものができる場合のみ可能であると思います。

訳者註 2:フィンマルク県アルタにある世界遺産、1985年登録。

エリーナ(pp.198 - 199)

さて、海サーミについてお話を続けたいと思います。彼らは沿岸やフィヨルドで漁労を営む漁師です。伝統的に彼らは小さな船とローカルな小規模な技術によって漁業をおこなっています。魚はノルウェー社会にとって大変重要です。ノルウェーは魚を材料とした製品を 150 以上の国々へ輸出しています。1990 年代初頭、1990 年頃、ノルウェーの官庁は根本的に漁業関連の規則を変えました。それ以後官庁はより大きな漁船を支援したのです。ノルウェーでは漁業に関しても複雑な割当制度を採用しています。誰が、どの種類の漁船によって漁業をおこなうことができるのかについて規定した割り当て規制です。1990 年代初期の新しい規制制度によって、多くの海サーミは漁業から締め出されていきました。彼らのフィヨルド漁業は漁業に関する新たな要件を満たすことができませんでした。今では北部沿岸を往来する大きな漁船がたくさんあります。私はこれまでにいくつかの論文のなかでこの割当制度についてさらに詳しく言及してきました。

この文脈で重要なのは、ノルウェーのサーミ議会が海サーミへの支援をし、漁民がサーミの居住領域、すなわち、限定的な漁業が持続され、保護され、発展することができるような領域の中で、特定の漁業領域をもつことができるように進めてきたことです。サーミ議会はこの新たな漁業に関する割当制度が国際法に触れるという見解を示しました。ノルウェー人の法律家、カールステン・スミス教授は海サーミの諸権利について調査を行い、海サーミが権利をもつことは合法であるにもかかわらず彼らの要求が国家によって無視されている、ということを示してきました。

フィンマルク法について話を戻したいと思います。この海サーミのケースは法律に反映されておらず、法的に解決はされていません。このケースは今なお未解決なのです。同時に、これは逆説的には海サーミの考えと行動は環境にとっても配慮していると言えます。彼らには確かな原理を利用し、私たちはそれを『フィヨルドの論理』と呼んでいます。それは次のようなものです。海サーミは捕獲する漁獲量を最初から制限しており、小さな船と制約された漁業の道具を利用するのです。なぜなら彼らは将来のフィヨルドにも魚が存在してほしいからです。ノルウェーの官庁は持続可能性について多く語ります。彼ら自らの方法によって、北部のフィヨルドに定着した者として、海サーミは持続可能性の原理によって生きており、また生きていきたいのです。しかし彼らは自分たちの声が聞き入れられず、彼らの持続的な方法はますます困難に直面するようになるのです。

2011 年 5 月、ノルウェーの漁業省とサーミ議会はフィヨルド漁業に関する協定を結びました。この協定によれば、海サーミには全長 11 メートル未満の船でフィヨルドにおいて漁業をする権利があります。しかし彼らの歴史的権利と国際法に基づく権利は依然として国によって認められていません。

第 部

伝統的な知識と法：知的所有権、生物多様性条約第 8 条 j 項および慣習法

耕一(p.200)

伝統的なアイヌの工芸作品が、知的所有権との関わりでどのように扱われているのか、現在議論されているところです。というのは、アメリカ、カナダ、スウェーデン、そしてフィンランドにおいても、先住民族によって作られた工芸作品は先住民族の作品とみなされ、製作者の生活を支えるほどの適切な値段で販売されているからです。しかし日本では、このような伝統的な工芸作品が、それがアイヌによって作られていようとなかろうと、同じ値段で売られているのです。それで私は、アイヌ協会が、知的所有権を通じて、アイヌの工芸作品を販売することから得られる売り上げの何パーセントかを得る方法を模索しているところです。

エリーナ(pp.200 - 201)

もちろん、知的財産に関連した権利のいくつかのタイプがあります。今ご指摘されたことはフィンランドでも難しい問題です。先住民族の伝統様式の使用による収益の分配と不公正な競争は取り扱いの難しい問題です。フィンランドの私たちもこれについて詳しい話し合いをおこなうにはいたっていません。2008年にサーミ評議会³のカンファレンスがロバニエミでおこなわれました。そこでの主な議題の一つは知的所有権についてでした。私たちフィンランドのサーミは私たちの手工芸作品とその他の伝統を尊敬をもって取り扱われること、そして、それらが法により守られることを望んでいます。さらに私たちの伝統にしたがえば、私たちはこの問題の焦点が金銭問題にいきすぎることを避ける必要があります。私たちはある面では私たちの精神文化について話し合っているのです。現在、フィンランドの環境省によって設置されたワーキンググループ、いわゆる 8j グループ、があります。私はそのワーキンググループのメンバーの一人です。このワーキンググループの任務はサーミの認定居住域内においてどのように生物多様性条約第 8 条 j 項(以下、CBD8(j))を実施するか策を見出す、ということです。このワーキンググループで私たちが話し合っている優先順位の高い議題の一つは、手工芸作品についてです。知的所有権に関連するサーミの手工芸作品の問題はたくさんあります。フィンランドではラップランド観光産業はサーミ民族の文化を悪用しています。観光産業の面では、サーミ民族とのその文化について間違えたイメージが多々伝えられています。手工芸作品は、様々な国際法を用いて守られうる文化における一つの事例です。

文化遺産を守ることを望む際の協力機構として、世界知的所有権機関があります。世界知的所有権機関は知的財産の保護を促進することを委任された国連の特別機構です。ユネスコにおいても、2005年に採択された文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約、また2003年に採択された無形文化遺産の保護に関する条約などの重要な法律文書があります。さらにつけ加えら

訳者註 3: サーム評議会(Sami Council)とは、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア 4 力国のサーミによるサーミ政策の課題に従事する非政府組織。1956年結成。現存する世界の先住民族組織のなかで最も古い組織の一つである。4年に一度カンファレンスが開催されている。

れるべきものとして、たとえば 2007 年に採択された先住民族の権利に関する国連宣言がありません。

耕一(p.201)

私は、知的所有権が単にお金だけの問題ではないというあなたの意見には同意します。それよりむしろ、ある先住民族独自の文化が、知的所有権の観点から、彼らの集団的権利として認められるべきであるということです。これが承認されることによって、彼らの文化が正当に保護され、そこからのいくらかの利益を得ることに加えて、その文化が次の世代に継承されていくことが可能かもしれません。このような意味で、もしある会社が、ある先住民族に属することばや、デザインなどのようなものを使おうとするならば、その会社はそれに対する使用料金を彼らに支払うべきであると思います。

第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP 10) が、来月日本の名古屋で開催されます。これは外務省によって主催されますが、彼らはアイヌを会議に招待しようとしません。それで私は、いくつかの市民団体とともに、なんとかそこに入り込む方法を探っているところです。外務省は、依然として、日本には先住民族は存在しないという立場をとっています。これが日本の現実です。したがって、アイヌの知的所有権と生物多様性条約が確定されれば、さらに多くのアイヌ達が積極的に自分たちの伝統文化を学ぶことになるでしょう。その意味で、知的所有権が私たちにとって重要なのです。

エリーナ(p.201)

おっしゃる通りです。伝統的生態知識をもつ人々は多くの国々において困難に直面しています。生物多様性条約第 15 条によれば、国が天然資源の主権を保持しており、これが問題です。さらに、あなたの国で生物多様性条約締約国会議が開かれるのに日本政府があなたたちアイヌ民族の参加を認めないというのは、おかしなことです。今あなたがおっしゃった、日本政府がアイヌの生物多様性条約締約国会議に参加することを認めない、というのは本当ですか？政府は招かなかったのですか？アイヌと同様にその他の伝統的生態学的知識の保有者たちは政策策定過程がどのように進んでいるかを知り、また、それに参加することは重要です。この点において国際政治の枠組みは重要です。さらに国内的に知的財産は法律によって守られるべきであり、したがって、先住民族の伝統的知識もしくはローカルな伝統的知識の保有者が暮らすこれらの国々においては、それに関する問題を国レベルでオープンに話し合うことが重要です。

耕一(p.202)

日本政府は、日本には生物多様性条約に関して国内的問題はないと言っていますが、問題は、条約で述べられているような禁止されている自然資源を、日本が外国から輸入しているということなのです。しかし政府は、今までと同じくらい輸入できる道を探っています。彼らは、生

物多様性条約に従うことが、薬用植物や他のそのようなものを外国から輸入する妨げになるのではないかと恐れているのです。

エリーナ(p.202)

あなたが言及したケースは特殊な性格をもったものです。先程私が述べたように、生物多様性条約第 15 条によれば国が自然資源の統治権をもつこと、とありますがこれが問題です。一方で、私たちには国連先住民族権利宣言があり、それは第 29 条のような先住民族の土地を守ることに関連する条文があります。さらに生物多様性条約第 10 条 c 項には、各国は持続的利用と両立する伝統的実践に基づく生物資源の慣習的利用を、守り、促進するべきであると述べられています。もちろん、これらの条文を国内の法律や施策を通して実施されることは難しいことですし、国の官庁はそれを望まないかもしれません。それ故、先住民族グループや地域住民グループの積極的関与が必要なのです。

生物多様性条約によれば、政府は伝統的生活様式によって実際に生活を営んでいる先住民族および地域住民のコミュニティによる実践を尊重することが義務付けられています。フィンランドでは、例えば、関係官庁にたいしてトナカイ放牧へのサポートが義務とされています。それは膨大な伝統的知識がトナカイ放牧業の中で実践されているからです。批准前に生物多様性条約が各国政府によって話し合われたとき、先住民族は話し合いの中には含まれていませんでした。私は、先住民族は法的手段や全面的な政治駆け引きを用いて、官庁機関に先住民族の知識、文化的表現と資源を守らせる必要があると思います。あなた方のケースもまた先住民族間の国際的ネットワークが重要である、ということを示しています。

耕一(p.202)

日本政府に関しての最大の問題は、たとえ生物多様性条約のような国際条約が批准されても、それは単なる目標であって、義務的なものではないという立場をとっていることです。政府は、この条約に対してあいまいな態度を取っていることを批判されるのを恐れているのです。したがって私は、諸外国がこの点について政府を批判してくれることを期待しています。

エリーナ(pp.202 - 203)

日本政府はアイヌ民族が国際的ネットワークを政治的武器として使えるが故に恐れている、ということは良いことだと思います。昨日奥野先生に説明しようとしたのですが、市民のおよび政治的権利に関する国際規約第 27 条には「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」⁴と記されています。少数グループもしくは民族グループとして、仮にもし、国による公的な承認がないとしても、あなた方アイヌは第 27 条を引用することができます。つまり、もし仮に日本政府がアイヌ民族を認め

訳者註 3: 外務省: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html

ず公的な地位を与えていないとしても、あなた方はこの第 27 条を利用することができるのです。私は第 27 条が先住民族の土地に対する関係にも言及していると考えたいのです。

奥野の補足コメント(p.203)

二風谷ダム裁判においては市民的及び政治的権利に関する国際規約第 27 条と日本国憲法 13 条が二風谷ダム裁判の原告側によって使われていました。

耕一(p.203)

裁判で私を支援してくれた弁護士たちは、日本の裁判史上初めて、判決のなかで国際条約への言及があったことに驚いていました。それで私は、裁判に訴えることをしなければ、私たちの要求が実現することは難しいかもしれないと考えています。でも、裁判に訴えることはとても大変なことです。平取町で建設が中断されているダム建設計画の場合、私は、建設計画地に土地を持っていないという理由で、原告になる資格がありません。ダム建設予定地にはアイヌにとって伝統的にとても重要な多くの動物や植物が生息しています。しかし、その場所がアイヌにとってそれほど重要な場所であることを、人々に知らせる以外、ダム建設を止める方法がありません。

エリーナ(p.203)

そのような文脈においては、膨大な伝統的知識が消滅の危機の下におかれています。また、もしあなた方が動物、樹木、植物、等を失えば、あなた方は自然を基盤とした伝統的文化、社会、言語のなかで役割を果たすことができなくなり、そして伝統的職業に従事することもできなくなります。あなた方は、したがって、非常に多くの伝統的知識を失うことになってしまうでしょう。あなた方はあなた方をサポートする CBD8(j)および他の条文があります。国際法によれば、あなた方の政府(他の国々の政府も同様に)と法律家たちはそれら条文を遵守することを学ばなければなりません。

耕一(pp.203 - 204)

日本政府は、生物多様性条約に対して積極的な態度を示していません。それで私たちは、来月何とかして COP10 に入り込もうとしており、もしそうすることができて、アイヌの知的所有権が確立できたなら、私たちの伝統文化の喪失を抑えることができるでしょうし、アイヌの若い世代が、文化の継承者となることも可能となるでしょう。

エリーナ(p.204)

私たちサーミ民族にとって伝統的生態学的知識は重要であり、たくさんの伝統的知識を有していると思います。例えば、私たちには 300 以上の雪に関する単語があります。私たちはサーミ語がとても生態学的であると理解しています。多くの知識はトナカイ放牧、伝統的漁業と手工芸に

関係しています。手工芸作品の制作者たちはトナカイ放牧者たちと親しい関係の中で働いています。

私たちは多くの知識が土地と伝統的な実践に結びついていると考えています。そして、CBD8(j)は‘in-situ（本来の生態系内）’の保存に関する条項です。私は、‘in-situ’とは、伝統的知識が伝統的活動と自然の生態系に結びついていることを指し、また、この文脈において‘ex-situ（本来の生態系の外）’とは、私の理解では、自然環境ではない、図書館や記録保存所に保管され、書籍に記され、保存されている伝統的知識のことをいいます。

あなたのおっしゃるように、より若い世代は重要な役割を担う位置にあり、私たちは彼らが伝統を学び保有することができる道筋を築かなければなりません。今日の世界では、私たちは若いサーミがヘルシンキやオスロに移り住むことに興味を抱いているということを理解しています。フィンランドでは18歳以下のサーミの子どもの70%が伝統的なサーミの領域外で暮らしています。そしてこのことは彼らが伝統的な土地、職業、伝統的知識の保有者との接触から絶たれつつあるために自分たちの伝統を失うという危機に直面しているということを意味します。国連子どもの権利に関する条約第28条、第29条および第31条はこの点で大いに役立つでしょう。なぜならこれらの条項は教育、文化、芸術活動について規定しているからです。

耕一(p.204)

アイヌの場合も同じです。でもアイヌ文化を維持するために必要な自然資源は、現在失われつつあります。したがって、それらを消滅から守ることがとても重要なのです。私はここに来て森を見たとき、羨ましく思いました。北海道では、北海道の山の大部分に人間が入り込み、アイヌの見方からすれば、自然資源が失われつつあります。

エリーナ(pp.204 - 205)

フィンランド北部のサーミにとっての問題は国が土地を所有するという一方で、国有地が95%にも及ぶということです。

以前私はノルウェーの法務省に依頼されノルウェー北部のサーミの慣習法について調査しました。サーミはいまだに自然の利用について独自の決まりをもっています。この調査は2000年頃におこなわれました。この調査の報告書はスウェーデン語で出版されました。また私はサーミの伝統的な法律、サーミ自身が法律についてどのように考えるのか、さらにサーミの自然環境における行動のルールについて取り上げた英語の論文を2、3本書きました。サーミは伝統的に世帯ごとに居住域周辺の自然領域を分割しています。世帯ごとに漁労、ベリー採取、狩猟などをおこなえる場所が各々にあります。これらの決まりはいまだにいくつかの地域コミュニティにおいて維持されています。

例えば、フィンランドのサーミ手工芸製作者たちは国がサーミ領域の大部分の土地を所有していることによる問題を抱えています。彼らが木彫りのコップや染色の材料を森から採取しなければいけないとき、それがいわばサーミの伝統的な領域であっても、彼らは官庁にその材料を取り

にいくための許可を申請しなければなりません。ある決まった場所から伝統的に色々なものを採集している家族がいます。しかし、その家族が自由にその場所に行くことは今、彼らが官庁との間に問題を引き起こす可能性があるのです。

スコルト・サーミの女性には、ある特定の鳥(アビ)の皮のバッグを生涯の間に一つ以上つくらなければならないという一種の決まりがあります。しかし、これらの鳥は今、保護動物に指定されています。狩猟が禁止されているのです。昨日私は自然保全についてお話をしました。フィンランド社会と主流派社会のもつ自然保全と自然保護についてのアイディアはサーミの思考法にそぐわないものです。例えば、今、白鳥とアビは公的に保護されています。サーミの手工芸製作者たちはフィンランドの規則によってアビの捕獲が禁止されているためにその皮を使うことができません。いずれにしても、これはサーミの親たちや年配者たちがこれらの規則のために、ある特定の伝統を自分たちの子どもに教えることができないということを意味しています。社会の多数派の保護と保全の考えは私たちにとってはなじまないものです。なぜなら私たちサーミは十分に注意を払って利用すべく自然を保護したいと考えているからです。またサーミの子どもたちは学校や幼稚園へ行きますが、そこで彼らは伝統を学びません。そのため、伝統的知識を学ぶことは現在とても限られた状況にあります。

私がここで話したことは CBD8(j)に関するフィンランドのワーキンググループの仕事の背景で、この 8j グループで私たちは原則的に二つの異なる方法について考えています。一つは、例えばトナカイ放牧、手工芸作品づくり、および漁労のようなある特定の活動の中で伝統的知識が維持されるが故にそれらの伝統的な活動を支えることです。次はサーミの伝統的社会的な外における活動について考える必要もあります。どのように研究や情報共有が伝統的知識の維持をサポートすることができるのか、ということです。したがって、ここでは二つの基本的な方法があります。はじめに、伝統的な生活様式の保持、二つ目に、伝統的知識の新たな教授法と記録方法を開発するということです。

エリーナの補足コメント(p.206)

2011年の年頭にフィンランドのサーミ議会は森林局との協定を結び、今は手工芸作品のために森から材料を採取することがより容易になっています。

耕一(p.206)

アイヌの場合、私たちは必要な自然資源を自由に集めることもできません。私たちは、国有林に自由に入ることさえできないのです。山の一部は私有林です。それで私たちは、自分たちで材料を育て始めたのです。

エリーナ(p.206)

それはとてもよい新たな取り組みですね。

耕一(p.206)

私は、サーミとアイヌそれぞれの状況についての情報を交換できたと思います。私たちは日本以外の国からの様々な支援を必要としていますが、アイヌよりもずっと悪い状況のなかにいる他の先住民族がいるに違いありません。したがって、私たち先住民族がお互いに情報を交換し合うことが必要なのです。でも、私たちの村のアイヌの大部分は、インターネットにアクセスすることができません。私の場合、それを使うのに気が進みません。何故かという、村には光ファイバーがないので、アクセスするのにとても時間がかかるからです。このような不便な状況ですが、なんとか今後も同様に情報交換ができればと願っております。

エリーナ(p.206)

私はどうにかしてアイヌ民族が彼らのシステムをグローバル化させることが必要だと思います。グローバル化し、国際的サポートと繋がりをもつロシア側の先住民族のグループは、彼らの目標の宣伝により成功しています。

サーミにおいては、海サーミのグループがグローバル化と国際化の良い事例です。彼らは彼らの要求の実現のためにサーミ議会の国際的つながりを利用してきました。サーミ議会は国際的です。サーミ議会は国際的結びつきをもっています。そこは現代のグローバルなネットワークシステムを利用してあります。そして海サーミはその一員となってきています。国際協力にはいくつかの方法があります。こうした方法を利用することにおいてアイヌ民族の大いなる成功を心よりお祈り申し上げます。

耕一(p.206)

正直に申し上げて、狭く孤立した日本から一步踏み出すための沢山のお知恵をいただいたと思っております。本当にありがとうございました。

結びの挨拶

丸山(pp.206-7)

エリーナ・ヘランダー・レンバル先生と貝澤耕一さんがこのような形で話してくれましたことに感謝するとともに、この歴史的な瞬間に立ち会うことができたことを誇らしく思います。この対談を通してサーミとアイヌの類似性と相違点が浮き彫りにされ、アイヌの未来のために次に何をなすべきかということにもヒントが与えられたかと思えます。この対談によって日本人はもちろん、とりわけアイヌ民族の若い世代が困難を乗り越え、次の一步に踏み出す力を得るものと確信します。本当にありがとうございました。